

私道整備 助成制度のご案内



砂利道をアスファルト舗装にしたい、
アスファルトの舗装を新しくしたい方へ

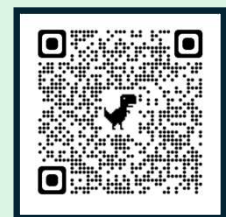
私道の舗装工事の 費用を助成します

【お問い合わせ先】

中野区都市基盤部道路建設課

道路維持係 私道助成担当

電話03-3228-5743



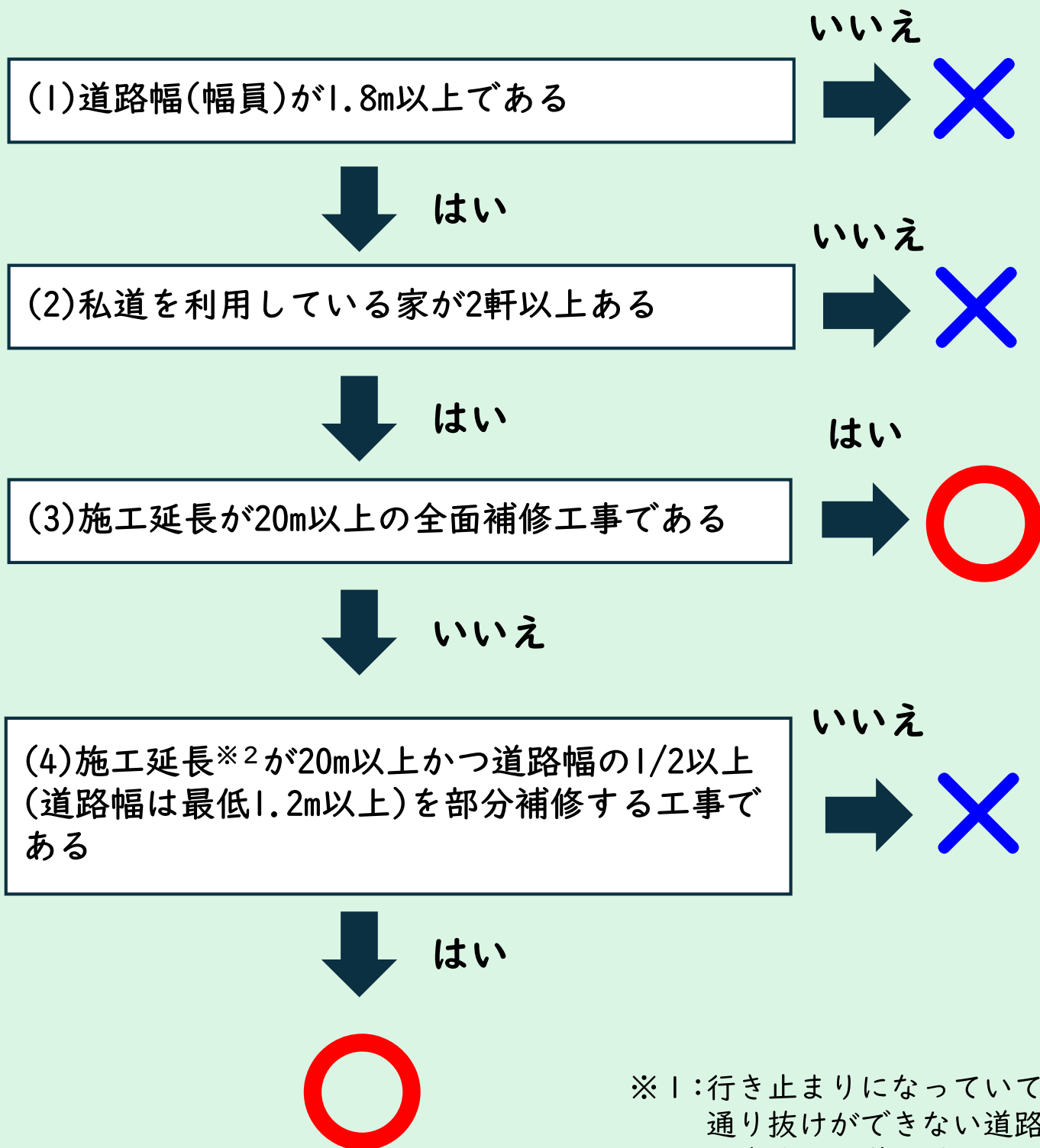
▲区HP

助成の要件

■ 袋小路私道※¹の場合

○ ⇒ 助成対象

× ⇒ 助成対象外



※¹:行き止まりになっていて
通り抜けができない道路
※²:工事する私道の長さ

助成の要件

■ 通り抜け私道※3の場合

○ ⇒ 助成対象

× ⇒ 助成対象外

(1) 道路幅(幅員)が1.8m以上である

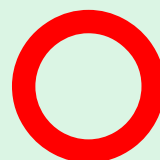
いいえ



はい

(2) 私道全ての補修の工事である

はい



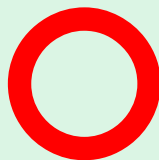
いいえ

(3) 施工延長が20m以上かつ道路幅の1/2以上
(道路幅は最低1.2m以上)を部分補修する工事
である

いいえ



はい



※3: 私道の両端が公道もしくは私道のいずれかに接続している道路

袋小路私道の場合も、通り抜け私道の場合も、
**新設工事については
助成の対象にはなりません**

助成率

私道の区分	助成割合
助成制度を利用したことがない私道	工事費の90%
助成制度を利用してから15年未満の私道	制度は利用できません
助成制度を利用してから15年以上30年未満の私道	工事費の72%
助成制度を利用してから30年以上経過した私道	工事費の90%

申請代表者

制度を利用するにあたって、申請代表者を決めていただきます。代表者になりうる方は以下の通りです。

- ①私道の所有者
- ②私道の沿道に居住している方

施工業者の選定

- 工事を実施するにあたって、皆様には工事業者を選んでいただきます。よく話し合って選んでください。
- 施工業者が決まりましたら、必ず「契約書」を作るようにしてください。工事着手届の送付書類として必要になります。

工事の内容

- 道路のアスファルト舗装などです。
- 詳しい工事内容は、工事をお願いする業者におたずねください。

工事の監督・維持管理

- 工事を監督するのは私道を管理している皆様です。設計通り工事が進んでいるのかを確認していただくことをおすすめしています。
- 工事後の維持管理に関しても、清掃など日常の維持管理は皆様をお願いしております。

※道路上に車止めや植木などの障害物が設置されている場合、一般道路としての交通を妨げていると判断されるため、助成の対象外となります。また、敷地境界杭などの復旧についても、助成の対象には含まれません。

提出書類

(1) 私道整備助成申請書

申請書には実印を使用してください。
また、申請代表者の印鑑登録証明書を添付してください。

(2) 私道整備工事及び土地使用承諾書

私道を整備する際、私道所有者の承諾が必要であるため、
いただく書類です。以下3つの資料を添付してください。

- ①私道地番の登記事項証明書(法務局で発行)
- ②土地所有者の印鑑登録証明書(区役所・コンビニで発行)
- ③公図(法務局で発行)

▼(1) 私道整備助成申請書

第1号様式(第5条関係)

中野区長 宛て		年 月 日
申請(代表)者 住 所 氏 名 電 話		実印
私道整備助成申請書		
中野区私道整備の助成に関する条例に基づき助成を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。 なお、本件に関し必要な経費負担及び土地関係諸権利の調整並びに工事完了後の私道の維持管理については、関係者で責任をもって行います。		
記		
施工場所		
住 所		
施 工 業 者	社 名	社印
	代表者名	代表者印
	電話番号	担当者
添 付 書 類	・計画書	・
	・私道整備工事及び土地使用承諾書	・
	・	・
	・	・

▼(2) 私道整備工事及び土地使用承諾書

第3号様式(第5条関係)

申請(代表)者		年 月 日	
様			
私道整備工事及び土地使用承諾書			
私所有の下記土地の私道整備を行う部分を使用し、工事を行うことについて承諾します。			
土地の地番	氏名(署名)	住 所(住居表示)	実印
添付書類 ・登記事項証明書(発行日から3か月以内) ・印鑑登録証明書(発行日から3か月以内) ・地図(公図)の写し			

(3) 計画書

工事概要書、案内図、工事見積書、設計図が必要になります。
施工業者に作成をお願いして下さい。